

税の特集号

発行 三鷹市
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

市役所代表電話
0422-45-1151

三鷹市ホームページ
<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>

目次

住民税が変わります	1・2
手続きをお忘れなく 軽自動車税	2
ご存知ですか? 固定資産税	3
コンビニ納付を拡大!!	3
国民健康保険税が変わります	4

広報
MITAKA City
Information

号外 | 平成19年 | 2007.5.6

平成19年6月から 国の税制改正により 住民税が変わります

地方分権推進のため、国から地方へ3兆円規模の税源移譲が実施されます。国の税制改正に伴い、みなさんが納税している住民税(市民税・都民税)が平成19年から大きく変わり、1月から所得税(国税)が減り、6月から地方税である住民税が増えます。しかし、税源移譲による所得税と住民税の合計税額は基本的に変わらないように制度設計されています。



税源移譲

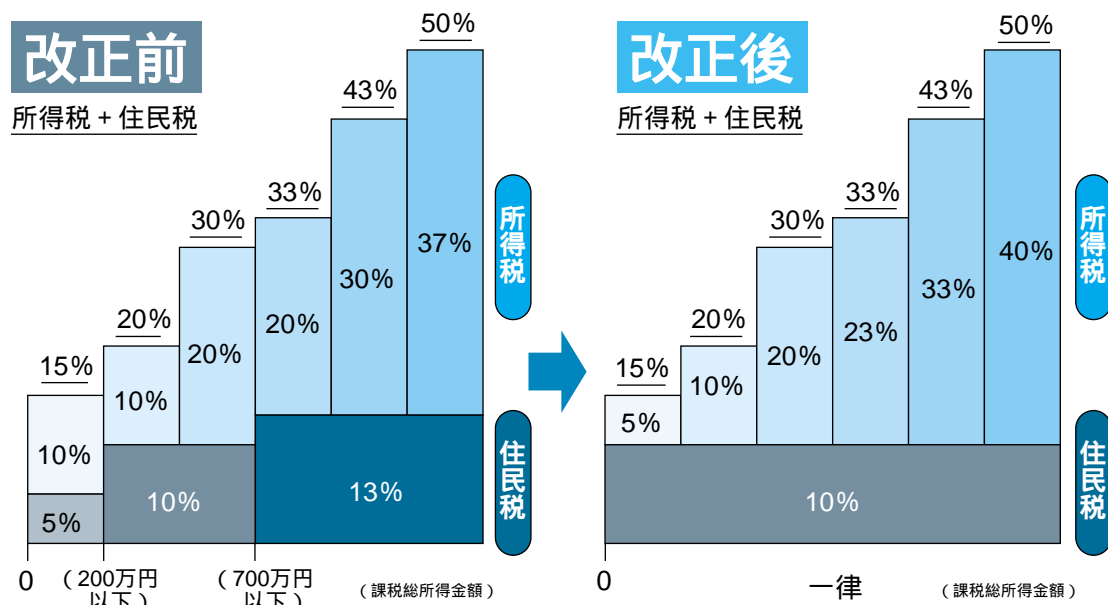
なお、同時に定率減税が廃止されますので、この分の税額は増えます。

⇒市民税課市民税係 ☎内線2349

1 所得税と住民税の税率が変わります

所得税と住民税との税額の配分を大きく変えるため、住民税の税率は19年6月から、これまでの3段階から一律10%となります(退職分離課税分は19年1月から新税率が適用)。所得税の税率は19年1月から、4段階から6段階に細分化されますが、所得税と住民税の合計税額は基本的に変わらないように制度設計されています。

所得税・住民税(所得割)の税率



所得税・住民税(所得割)税率表

所得税		住民税(所得割)	
改正前(平成18年分まで)	税率	改正前(平成18年度まで)	改正後(平成19年度から)
課税総所得金額	税率	課税総所得金額	税率
3,299千円以下	10%	200万円以下	5% [市3%・都2%]
8,999千円以下	20%	700万円以下	10% [市8%・都2%]
17,999千円以下	30%	700万円超	13% [市10%・都3%]
18,000千円以上	37%		一律 10% [市6%・都4%]

課税総所得金額の千円未満は切捨てます。

2 新たに調整控除が行われます

住民税と所得税での扶養控除額など人的控除額に差があり、所得税の方が控除額が大きくなっています。このため住民税が増える方々にとって、負担増が極力生じないように、次のとおり住民税所得割からの調整控除が設けられました。

* 所得税との人的控除額の差額の合計額 合計課税所得金額
課税所得金額200万円以下のとき と のいずれか少ない方×5% = 控除額
課税所得金額200万円超のとき [- (- 200万円)] × 5% = 控除額
(ただし、2,500円未満の場合は2,500円)

住民税と所得税の人的控除額例

主な人的控除項目	住民税	所得税	控除の差額
一般配偶者控除・一般扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円
同居老親等かつ特別障害者控除	68万円	93万円	25万円
基礎控除	33万円	38万円	5万円

3 定率減税が廃止されました

税制改正により所得税は19年1月分から、住民税は19年6月分から定率減税が廃止されました。これにより、19年度の住民税は18年度より税負担額が増えます。

4 65歳以上の方に係る非課税措置廃止に伴う段階的減額割合の変更

税制改正により平成17年1月1日現在65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置の廃止に伴う段階的減額割合が3分の2から19年度は3分の1(均等割1,300円 2,600円)になり、税負担が増えます。なお、障害者・寡婦(夫)に該当する方は従来どおり非課税です。